令和5年第4回定例会 反対討論

令和5年12月18日 梶田 進

議長のお許しをいただきましたので、議案第56号武豊町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第57号武豊町長、副町長の給与に関する条例の一部改正について、議案第58号武豊町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について、議案第61号武豊町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第62号パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての5議案について、反対の立場で討論を行います。

そもそも今回、給与等関連条例改正が行われるのは、人事院が8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及びフレックスタイム制のさらなる柔軟化について、国会及び内閣に対して勧告。いわゆる人事院勧告が実施されたことによります。内閣は人事院勧告どおり閣議決定しました。

議案第59号武豊町職員給与に関する条例の一部改正については、この人事院 勧告に準じた条例改正案が提出されています。

議案第56号、57号、58号は、議員、町長、副町長、教育長の条例改正案で期末手当が年間0.1か月の引き上げとなっています。適用法令は特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じています。法律も人事院勧告に基づいた改正であり、議案第56号、57号、58号も人事院勧告に準じた引き上げであります。その結果、議員は16議員で年間約60万円、町長、副町長で年間約23万円、教育長は年間約9万円の引き上げとなります。

人事院勧告は、毎年行われる制度ですが、その内容は「国家公務員は憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもので」あります。

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。 給与勧告は、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定さ れる常勤の民間企業従業員の給与水準と国家公務員の給与水準を均衡させるこ とを基本としています。

この人事院の勧告内での議案提出、引き上げはやむなしとの感もありますが、国 民目線では非常勤労働者が40%にならんとする現状から、賛成する立場をとる ことはできません。 武豊町の議員、町長、副町長、教育長の期末手当は令和4年度分0.05か月分(令和4年第4回定例会にて議決)、が令和5年度分から100分の20から100分の45(20.8%)(令和5年第1回定例町議会にて議決)に引き上げられていることを併せ考えるならば、反対せざるを得ません。

次に、第61号及び62号について、人事院は非常勤の職員の給与について、「本院は、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員給与についても、常勤職員に準じて改定するよう努める旨を追加した。この指針に沿った適切な給与支給が行われるよう、指導していくこととする」と、令和5年4月1日改正で追加されました。

その内容は、一般職の給与に関する法律等の改正により常勤職員の給与が改正 された場合における非常勤職員の給与については、改定された常勤職員の給与種 類その他の改定内容及び当該非常勤職員の任期、勤務形態等を考慮の上当該常勤 職員の給与改定に係る取り扱いに準じて改定するよう努めること。

この指針から、会計年度任用職員の給与改定が、令和5年度分の適用が4月に 遡って支給されず、給与表の改定が令和6年4月1日となっていることは、正規 職員に準じるとする人事院指針に反しており反対するものです。

以上指摘した点から、議案第56号武豊町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第57号武豊町長、副町長の給与に関する条例の一部改正について、第58号武豊町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について。議案第61号武豊町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第62号武豊町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての反対討論といたします。

※給料表の改定が来年度適用になるのは、フルタイム・パートタイム会計年度任 用職員のみです(任期付職員は異なります)